



企業型確定拠出年金と iDeCo の併用

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

企業型確定拠出年金と iDeCo の併用

【2022年9月以前】

企業型確定拠出年金と iDeCo が併用できる条件は、**マッチング拠出**(企業型確定拠出年金の事業主の掛金に従業員が上乗せして掛金を拠出することができる制度)の**実施がなく**、以下2つの条件を満たしている場合のみとなっていました。

- ① iDeCo との併用を認める**企業型確定拠出年金の規約がある**こと。
- ② 企業型確定拠出年金の掛金を 5.5 万円(※1)から **3.5 万円(※2)**に引き下げている。

【2022年10月以降】

企業型確定拠出年金の規約や事業主掛金の上限の引き下げがなくとも、月額 5.5 万円(※1)から各月の事業主掛金を控除した残り余りの範囲内(月額 2.0 万円(※3)を上限)で iDeCo の掛金を毎月拠出できます。

またマッチング拠出可能な企業型確定拠出年金加入者については「**マッチング拠出**」か「**iDeCo 加入か**」のどちらかの選択が可能になります。

※確定給付企業年金等の他制度に加入している場合は 5.5 万円(※1)→2.75 万円、3.5 万円(※2)→1.55 万円、2.0 万円(※3)→1.2 万円に読み替えます。

制度改正に伴う掛金額の考え方①

例) 事業主掛金が 4 万円の場合
(マッチング拠出なし)。

制度改正前: iDeCo 併用できる場合の企業型確定拠出年金の**掛金上限金額が 3.5 万円のため iDeCo への加入が不可**。

制度改正後: 5.5 万円から 4 万円を控除しても残り **1 万円の枠が残っているため iDeCo への加入が可能**になる。

マッチング拠出について

前述の通りマッチング拠出とは、企業型確定拠出年金の事業主の掛金に従業員が上乗せして掛金を拠出することができる制度です。

マッチング拠出の加入者可能掛金は事業主掛金を上回ることもできません。また事業主掛金との合計で拠出限度額である**月額 55,000 円を超えることはできません**(確定給付企業年金等の他制度を併用している場合は月額 27,500 円)。今回の改正でマッチング拠出可能な企業型確定拠出年金加入者については「**マッチング拠出**」か「**iDeCo 加入か**」のどちらかの選択が可能になりましたが企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって iDeCo を使うことが掛金額を効率よく使う上で有利になることもあれば逆に不利になる場合もあります。

制度改正に伴う掛金額の考え方②

例1) 事業主掛金額が 15,000 円の場合
(**マッチング拠出あり**)

マッチング拠出の場合加入者掛金は事業主掛金を超えることができないため 15,000 円になります。iDeCo の掛金が上限目いっぱい 20,000 円まで掛金拠出可能です。

よって**iDeCo を利用した方が掛金の総額が多くなります**。

例2) 事業主掛金額が 30,000 円の場合
(**マッチング拠出あり**)

マッチング拠出加入者掛金は事業主掛金の同額まで拠出可能ですが 30,000 円拠出した場合事業主掛金との合計で拠出限度額である月額 55,000 円を超えるため上限は 25,000 円までになります。iDeCo: 20,000 円まで拠出となるため

マッチング拠出を利用した方が掛金の総額が多くなります。